

規制改革ホットラインへの要望及び回答

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	貨物自動車運送事業法の規制緩和について
具体的内容	<p>①買物難民等、お困りの方々に対して食事や生活必需品をお届けする場合の基準を緩和していただきたい。</p> <p>②現在、事業者自身が所有している以外の商品を 125cc 以上の車両にてお届けする場合には「一般貨物自動車運送事業」の許可が必要となっている。</p> <p>コンビニエンスストアではインターネットで注文して商品を店頭で受け取る拠点としても利用されている。</p> <p>これらの商品をお客様が何らかの理由で取りに来られない場合、第三者の所有物を有償で運ぶこととなり、規制の対象となる。</p> <p>結果、許可を受けた者以外は運べない状態となるため、実質は対応が不可能となる。</p> <p>「高齢者の孤立化」、「買物難民への対応」等、社会的な課題の解決に役立ちたいと考えているが、この規制が障壁となっているため、配達專業ではなくお客様のニーズによって行う一定の配達サービスについては、「一般貨物自動車運送事業」の許可がなくても普通自動車での配達が行えるように規制を緩和していただきたい。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送するためには、貨物自動車運送事業法第 3 条の規定により、一般貨物自動車運送事業に係る許可を受ける必要があります。</p> <p>他方、他人の需要に応じ、有償で、三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（以下「軽自動車等」という。）を使用して貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法第 36 条の規定により、貨物軽自動車運送事業に係る届出のみで事業を開始することができます。</p>
該当法令等	貨物自動車運送事業法第 3 条、第 36 条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	125cc を超える総排気量であっても、軽自動車等を使用して買物が困難な方への生活必需品の運送等を行う場合は、事業許可は不要であり、届出のみで事業を開始することができます。